平成２２年（フ）第６号
長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良南触411番地５
債務者　小松　　智
１　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２２年（フ）第７号
長崎県壱岐市芦辺町箱崎谷江触686番地
債務者　寺田みち代
１　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２２年（フ）第１７号
北海道小樽市赤岩１丁目10番27号
債務者　高橋美知子
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２３号
北海道小樽市オタモイ１丁目16番14号
債務者　奥山　誠治
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２４号
北海道小樽市奥沢５丁目７番３号
債務者　中村　和美
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１４４号
仙台市若林区六十人町60番地の３　アップルハウス六十人町106
債務者　阿部　　光
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
宮城県名取市閖上１丁目９番11号
債務者　久米田久子（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
仙台市宮城野区新田東３丁目13番地の３　コンフォート新田東602
債務者　鑄鍋　輝子
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
仙台市宮城野区田子１丁目７番52号　グランルージュ205
債務者　後藤　義子
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
仙台市泉区泉ケ丘５丁目30番24号
債務者　長谷川なみ子
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５号
仙台市太白区ひより台20番18号　ＭＳＣコーポ101
債務者　菅野　　秀
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２２号
宮城県刈田郡蔵王町宮字戸井下164番地
債務者　平間　良一
１　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第２３号
宮城県刈田郡蔵王町宮字戸井下164番地
債務者　平間さい子
１　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第２３号
秋田市新屋町字田尻沢151番地６　トピア新屋105号
債務者　相川　和満
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１号
秋田市新屋勝平台８番22号
債務者　加藤　聡子
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５号
秋田市新屋栗田町21番７―304号
債務者　鈴木　弘子
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５６号
秋田市飯島字堀川４番地３
債務者　中泉　裕子
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４０５号
福島県伊達市保原町字竹内町６番地３
債務者　水口　義隆
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福島地方裁判所